

熊本県児童福祉施設等産休等代替職員費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、児童福祉施設等（国、県及び市町村が設置したものを除く。）における産休等職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、児童福祉施設等における児童等の処遇の適切な実施を確保するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「児童福祉施設等の職員」とは、次の表の「施設種別」欄に掲げる児童福祉施設等の措置費に算入されている等国庫補助対象職員である者、保育所職員、幼保連携型認定こども園職員、地域型保育事業所職員、養護老人ホーム職員及び軽費老人ホーム職員のうち、同表の「職種」に掲げる職にある常勤の職員をいう。

施設種別
保育所 幼保連携型認定こども園 地域型保育事業所 児童養護施設 乳児院 母子生活支援施設 児童自立支援施設 情緒障害児短期治療施設 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 救護施設 更生施設 授産施設 社会事業授産施設 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く） 軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く）
職種
保育士 調理員 保健師 看護師 准看護師 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 家庭的保育者 保育従事者 児童指導員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 栄養士 心理療法担当職員 職業指導員 母子支援員 少年を指導する職員 児童自立支援専門員 児童生活支援員 児童発達支援管理責任者 理学療法士 作業療法士 心理指導を担当する職員 言語聴覚士 機能訓練担当職員 生活指導員 介護職員 作業指導員 生活相談員 支援員

2 この要領において「産休等職員」とは、児童福祉施設等の職員のうち、出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため31日以上療養を必要とする者で第6条に掲げる休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額の支給を受ける者をいい、「産休等代替職員」とは、産休等職員の職務を臨時に行う者をいう。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、産休等代替職員の任用に要する経費とし、その

補助金額は、次の表に定める賃金の基準日額単価と児童福祉施設等が実際に支出する賃金の日額単価と比較していずれか低い方の額に、産休等承認期間（以下「承認期間」という。）における産休等代替職員の実勤務日数を乗じて得た額の2分の1以内で知事が定める額とする。

区 分	有資格者	無資格者
基準日額単価	5,920 円	5,390 円

2 承認期間は、知事が別に定める。

（産休等代替職員の登録）

第4条 市町村長は、第2条に規定する職種に係る資格を有する者であつて、産休等代替職員となることを希望する者から、産休等代替職員登録申込書（別記第1号様式）の提出があり、内容を審査したうえ適当と認めた場合は、産休等代替職員登録名簿（別記第2号様式。以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

2 市町村長は、毎年度4月末日までに、登録名簿の写しを管轄広域本部長又は地域振興局長に提出するものとし、広域本部長又は地域振興局長は、管内市町村から徴した登録名簿の写しを取りまとめておき、産休等代替職員を任用しようとする児童福祉施設等の設置者の閲覧に供するものとする。

3 市町村長は、産休等代替職員の任用を容易にするため、実情に応じた方法により登録の推進を図るものとする。

（任用基準）

第5条 児童福祉施設等の設置者が行う産休等代替職員の任用の基準は、次に掲げる順序により行うものとし、任用に際しては、健康診断書を徴する等健康状態に留意するものとする。

(1) それぞれの職種ごとの所定の資格を有する者

(2) 前号に掲げる者が得られない特別の理由がある場合は、児童等の保護に従事したことがある者又は保育士試験の科目の一部に合格した者等児童等の保護に熱意を有し、かつ、心身ともに健全である者

2 資格要件のないもの（調理員、家庭的保育者、保育従事者、個別対応職員、職業指導員、少年を指導する職員、機能訓練担当職員、介護職員、作業指導員及び支援員）については、有資格者の単価を適用する。

（任用期間及び承認期間）

第6条 児童福祉施設等の設置者（その者が任命権を有しないときは、その任命権を有する者とする。以下同じ。）は、当該児童福祉施設等の産休等職員の職務を行わせるため、当該施設の就業規則等又は労働基準法に定められた休業期間に従い、それに相当する期間に産休等代替職員を臨時的に任用するものとし、知事は、次の各号に掲げる期間を承認期間とする。

(1) 児童福祉施設等の職員が出産することとなる場合（以下「産休の場合」という。）は、

その職員の出産予定日の産前8週間と就業規則等又は労働基準法で定められた産前の休業期間内で施設が実際に任用しようとする期間とを比較していずれか短い方の期間の最初の日（多胎妊娠の場合は14週間前の日）から産後8週間を経過する日までの期間。

- (2) 児童福祉施設等の職員が傷病のため、31日以上継続する療養を必要とする場合（以下「病休の場合」という。）は、その職員が休暇を開始して30日を経過したその日から起算して60日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間。

（任用報告）

第7条 産休等代替職員を任用した児童福祉施設等の設置者は、産休等代替職員任用報告書（別記第3号様式）に、次の表に掲げる書類の写しに原本証明をしたものを添えて任用後5日を経過する日までに知事に提出するものとする。

産休の場合	病休の場合
出産予定証明書	医師の診断書
産休等代替職員の健康診断書	
以下のいずれか該当するもの	
1 産休等代替職員の資格証明書（有資格者の場合）	
2 産休等代替職員の履歴書（資格を要しない職種の場合）	
3 産休等代替職員の履歴書及び有資格者が得られない理由書（無資格者を資格を要する職種に代替職員として任用しようとする場合）	

（任用変更の報告）

第8条 前条による報告をした児童福祉施設等の設置者は、その任用期間中に産休等職員又は産休等代替職員との雇用関係がなくなったとき、又は産休等職員が就業したときは、その事実のあった日から1週間以内に産休等代替職員任用変更報告書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

なお、産休等代替職員との雇用関係がなくなった場合で、新たに産休等代替職員を任用しようとする場合は、当該代替職員の任用報告を前条により併せて行うものとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第9条 要項の規定にかかわらず、要項第3条第1項の交付申請書は別記第5号様式により、要項第9条第1項の実績報告書は別記第6号様式によるものとし、その提出期限は、承認期間の終了後1か月を経過した日とする。ただし、承認期間が年度を越える場合は、承認期間の末日が属する年度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、承認期間の末日が3月に属する場合は、交付申請書及び実績報告書を3月31日までに提出するものとする。ただし、知事が特別に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第10条 要項第4条の補助金等の交付決定の通知及び要項第10条の補助金等の額の確定通知は、要項の規定にかかわらず、別記第7号様式により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは別記第8号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(適用の範囲)

第12条 この要領は、県内の市町村(熊本市を除く。)に所在する私立の児童福祉施設等に適用する。

(書類の経由)

第13条 この要領に基づき知事に提出する書類及び知事が送付する書類の経路は、次の表によるものとする。

申請・請求者	経路
保育所 幼保連携型認定こども園 地域型保育事業所	施設 ⇄ 市町村 ⇄ 熊本県広域本部又は地域振興局 ⇄ 熊本県子ども未来課
上記以外の施設	施設 ⇄ 熊本県広域本部又は地域振興局 ⇄ 熊本県子ども未来課

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年11月21日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年10月20日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年11月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年2月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年2月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年11月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年8月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年9月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月10日から施行し、平成23年6月17日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年5月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年11月6日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。